

玉城町ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊又は転倒による被害の防止を図るとともに、避難路を確保するため、倒壊又は転倒する恐れのあるブロック塀等を撤去する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等とは、コンクリートブロック造、コンクリートパネル造、石造、れんが造その他組積造による塀（フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。）及び門柱をいう。
- (2) 道路等とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路、公園及び公共施設等、通常の状態において不特定多数の者が利用することができ、将来にわたり継続して利用される土地をいう。
- (3) ブロック塀等の撤去とは、敷地内にある既存ブロック塀等の全部又は一部を除却すること又は敷地地盤面からおおむね0.4メートル以下の高さにすることをいう。
- (4) 敷地とは、1の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。

(補助の対象事業)

第3条 補助対象となる事業（以下「撤去事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。ただし、災害復旧事業は補助対象としない。

- (1) 撤去事業のブロック塀等は、道路等に面し倒壊の危険のあるブロック塀、石塀、れんが塀等で、高さが0.6メートルを超えるものであること。
- (2) 撤去事業の代替として、新たに他の塀に造り替えるときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の道路内には築造しないこと。

- (3) 他の塀に転換するときは、生垣や金属製フェンス等安全なものにすること。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) ブロック塀等を町内に所有し、前条の撤去事業を行う者で当該撤去事業に係る契約者となる者
- (2) 同一の敷地において、ブロック塀等の撤去を行うため、この要綱による補助金の交付を初めて受ける者
- (3) 町税等を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 所有者が国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体であるとき。
- (2) 撤去事業の対象となるブロック塀等が、国又は地方公共団体等が行う移転補償に係る事業の対象となるとき。
- (3) 販売又は収益を目的とした整地、宅地造成又は解体をする際にブロック塀等を撤去するとき。
- (4) ブロック塀の撤去後、再度ブロック塀等（道路等の地盤面から0.4メートル以下の高さのものを除く。）を設置するとき。
- (5) 交付決定以前に着手したとき。
- (6) 所有者等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (7) 所有者等が、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (8) 所有者等が、暴力団員が役員となっている団体であるとき。
- (9) 所有者等が、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有している団体であるとき。
- (10) その他町長が補助金の交付が適当でないと認めるとき。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、当該撤去事業に要する工事費と撤去するブロック塀等の長さ1メートルにつき10,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内（1,000円未満を切り捨てた額とする。）とし、かつ、1敷地につき10万円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該撤去工事に着手する前に町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金収支予算書（様式第2号）
- (2) 位置図（原則として、縮尺2,500分の1以上の地図とする。）
- (3) 施工前の写真、配置図及び断面図
- (4) 施工のための見積書の写し
- (5) その他町長が必要と認めた書類

（交付の決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の補助金を交付することと決定したときは、補助金交付額決定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後、補助金交付の申請内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更収支予算書（様式第2号）
- (2) その他町長が必要と認めた書類

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、承認するときは、補助金交付額変更決定通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

3 町長は、第1項の申請書の提出があったときは、補助金の額を変更することができる。

（完了報告）

第9条 交付決定者は、撤去事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了報告書（様式第6号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金収支決算書（様式第2号）
- (2) 事業の完了を確認できる全景写真
- (3) 施工業者の領収書
- (4) その他町長が必要と認めたもの
（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、前条に規定する完了報告書を提出したときは、速やかに、補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消しの通知）

第11条 町長は、申請者又は交付決定者の申請内容に不正等があったときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命じることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成30年6月18日から適用する。